

不利益処分の処分基準

処 分 名		高額所得者に対する明渡請求		
根拠法令及び条項		公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 29 条第 1 項		
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	①公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 9 条 ②多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 30 条 ③多治見市営住宅管理条例施行規則(昭和 49 年規則第 26 号)第 22 条		
	基 準	条例第 30 条に定めるところによる。 明渡し期限及び明渡し期限の延長については、個別具体的に判断するものとする。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				